



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 教育委員会規則
 - *37 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
- 選挙管理委員会告示
 - 109 政治団体の設立の届出
 - 110 政治団体の届出事項の異動の届出
 - 111 政治団体の解散の届出
 - 112 政治団体の収支報告書の要旨
 - 113 資金管理団体の届出
 - 114 資金管理団体の指定の取消しの届出
- 警察本部告示
 - 3 放置車両確認事務委託業務に係る一般競争入札に参加するものに必要な資格等
- 公告
 - 入札広告 (総合防災課)
 - " (和歌山県警察本部)
- 監査公表
 - 監査公表第45号
 - 監査公表第46号
 - 監査公表第47号

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第37号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月29日

和歌山県教育委員会委員長 榎 畑 直 尚

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則
教育職員の免許状に関する規則(昭和46年和歌山県教育委

員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号ア中「若しくは学士の学位又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第69条の2第7項に定める準学士(以下「準学士」という。)の称号」を「、学士又は短期大学士の学位」に改める。

第14条第1項第2号オ中「の学位又は準学士の称号」を「若しくは短期大学士の学位又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第70条の8に定める準学士の称号」に改める。

第15条第1項第2号オ及び第17条第1項第2号イ中「若しくは学士の学位又は準学士の称号」を「、学士又は短期大学士の学位」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項、第14条第1項、第15条第1項及び第17条第1項の規定は、平成17年10月1日以後に短期大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第69条の2第3項に規定する短期大学をいう。以下同じ。)を卒業した者から適用し、同年9月30日以前に短期大学を卒業した者については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第109号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
田代のりよし後援会	田代範義	田代節子	紀の川市貴志川町国主23-3	平成17.9.28	政治団体	
亀岡まさふみ後援会	西野重治	亀岡浩次	紀の川市中津川534-1	平成17.10.13	政治団体	
日置川・立谷誠一後援会	山本一男	小阪匡晃	西牟婁郡日置川町日置437番地	平成17.10.14	政治団体	
タツミ賢一後援会	巽賢一	巽信子	紀の川市西井阪183	平成17.10.17	政治団体	

新・新宮市の会	木戸地伸	竹嶋秀雄	新宮市緑ヶ丘一丁目8番23号	平成 17.10.18	政治団体	
みなと正剛後援会	花田幸	辻本瞳	有田郡吉備町上中島176	平成 17.10.19	政治団体	
森谷信哉後援会	大西國昭	森谷信哉	有田郡清水町井谷72	平成 17.10.24	政治団体	
橋爪美恵子後援会	川村重雄	中西源蔵	海南市船尾186-10	平成 17.10.25	政治団体	
まもる会(えんどう守後援会)	酒井武義	名手初子	紀の川市貴志川町北山456番地の12	平成 17.11.2	政治団体	
慎友会	桶谷栄次	谷口政治	和歌山市西庄296-36	平成 17.11.10	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第110号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法

第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
森本ひろき後援会	代表者	大畑精副	岩本辰雄	平成 17.10.14	政治団体	
岸本周平後援会	代表者	志賀義雄	長坂隆司	平成 17.10.21	政治団体	
前田正昭後援会	会計責任者	坂口静代	前田妙	平成 17.10.21	政治団体	
阪中晃後援会	代表者	阪中晋	西雅彦	平成 17.10.26	政治団体	
	会計責任者	阪中暁子	森田久也			
岩坪初雄後援会	主たる事務所の所在地	紀の川市池田新111番地の1	紀の川市池田新357	平成 17.11.1	政治団体	
自由民主党古座川支部	主たる事務所の所在地	東牟婁郡古座川町高池358	東牟婁郡古座川町高池340	平成 17.11.2	政党の支部	自由民主党1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
岩崎健男後援会	主たる事務所の所在地	紀の川市桃山町最上153-3	紀の川市桃山町元293-1	平成 17.11.7	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第111号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年 月 日	届 出 年 月 日
諸井会	田代範義	平成 17.9.27	平成 17.9.28

あたぎ進後援会	吉村博幸	平成 17.10.13	平成 17.10.13
亀岡雅文後援会	西野重治	平成 17.10.13	平成 17.10.13
石原久雄後援会	浅井迪男	平成 17.9.30	平成 17.10.17
芳梅会	脇中孝	平成 17.10.28	平成 17.11.7
わかなか孝後援会	佐武克彦	平成 17.10.31	平成 17.11.10

和歌山県選挙管理委員会告示第112号

20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第

平成17年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成15年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	亀岡雅文後援会
報告年月日	平成17年10月13日
資金管理団体の届出をした者の氏名	
資金管理団体の届出に係る公職の種類	
1 収入総額	0
ア 前年繰越額	0
イ 本年収入額	0
2 支出総額	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)
	(イ) 政党匿名寄附
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入
	エ 借入金
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入
	カ その他の収入
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)

政治団体の収支報告書(平成16年分)の要旨

(単位:円)

資金管理団体の届出をした者の氏名	脇中孝		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	田辺市長		
1 収入総額	0	2,415,236	
ア 前年繰越額	0	2,415,219	
イ 本年収入額	0	17	
2 支出総額	0	215,784	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせんによるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入		
	カ その他の収入		17
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		215,784
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		215,784
	5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	諸井会	あたぎ進後援会	亀岡雅文後援会	石原久男後援会
報告年月日	平成17年9月28日	平成17年10月13日	平成17年10月13日	平成17年10月17日
資金管理団体の届出をした者の氏名	田代範義			
資金管理団体の届出に係る公職の種類	貴志川町議会議員			
1 収入総額	15	0	0	4,983
ア 前年繰越額	15	0	0	4,983

	イ 本年収入額	0	0	0	0
	2 支出総額	15	0	0	4,983
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)				
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあっせん によるもの)				
	(イ) 政党匿名寄附				
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入				
	エ 借入金				
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入				
	カ その他の収入				
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費	15			
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費	15				4,983
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)					

政治団体の収支報告書(平成17年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	芳梅会	わきなか孝後援会
報告年月日	平成17年11月7日	平成17年11月10日
資金管理団体の届出をした者の氏名	脇中孝	
資金管理団体の届出に係る 公職の種類	田辺市長	
1 収入総額	0	2,199,463
ア 前年繰越額	0	2,199,452
イ 本年収入額	0	11
2 支出総額	0	2,199,463
ア 個人の党費・会費 (人)		

3 収入の内訳	イ 寄 附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個 人 分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政 治 団 体 分		
	(イ)の寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政 党 匿 名 寄 附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借 入 金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
カ そ の 他 の 収 入		11	
4 支出の内訳	ア 経 常 経 費 (ア) 人 件 費 (イ) 光 熱 水 費 (ウ) 備 品 ・ 消 耗 品 費 (エ) 事 務 所 費		1,039,463 700,800 24,494 314,169
	イ 政 治 活 動 費 (ア) 組 織 活 動 費 (イ) 選 挙 関 係 費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		1,160,000 200,000 960,000 960,000
	5 資 産 等 の 状 況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)		

和歌山県選挙管理委員会告示第113号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規
定による資金管理団体の届出があつたので、同法第19条の2

第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の届出を した者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届 出 年 月 日
田代範義	貴志川町議会議員	田代のりよし後援会	紀の川市貴志川町国主23-3	田代範義	平成 17.9.28

和歌山県選挙管理委員会告示第114号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規
定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、

同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年11月29日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の指定の取消 しの届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届 出 年 月 日
田代範義	貴志川町議会議員	諸井会	紀の川市貴志川町国主23-3	田代範義	平成 17.9.27
脇中孝	田辺市長	芳梅会	田辺市新庄町477番地	脇中孝	平成 17.11.7

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、放置車両確認事務委託業務に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成17年11月29日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 一般競争入札に付する業務の名称及び入札件名

(1) 業務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

2 入札参加者の資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
- (7) 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による

会社の整理の開始を命ぜられていないこと。

- (8) 現に、国税、県税及び社会保険料を滞納していないこと。
- (9) 入札参加資格確認時において、入札件名ごとに駐車監視員を2名以上雇用していること。
- (10) 仕様書に定められた業務内容を公正かつ適確に遂行し得ること。
- (11) 道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)第3条の規定による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項に基づく和歌山県公安委員会の登録を受けていること。ただし、同法第51条の9に基づく和歌山県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる場合を除く。
- (12) 和歌山県内に事務所を有していること。

3 申請の方法

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、競争入札資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して警察本部長に提出するものとする。

- (1) 経営状態、会社概要等を記した書面
 - ア 経営規模及び経営状況等総括表
 - イ 定款
 - (2) 使用印鑑届
 - (3) 誓約書
 - (4) 申請者が代理人を選任した場合にあつては、その委任状
 - (5) 所在地見取図
 - (6) 競争入札参加資格審査申請書受理票
 - (7) 登記事項証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)
 - (8) 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)
 - (9) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - イ 和歌山県が課する県税全税目
 - (10) 社会保険料納付証明書又は社会保険料領収書
 - (11) 財務諸表(直近2か年分の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書)
 - (12) 和歌山県公安委員会から交付を受けた登録通知書の写し
- 4 申請書類の提出先並びに申請書類の用紙の交付請求先及び交付時期

- (1) 申請書類の提出先及び申請書類の用紙の交付請求先
和歌山県警察本部交通部交通指導課(駐車違反取締センター)
和歌山市西番1番地 交通センター2階
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0356
- (2) 申請書類の用紙の交付時期
平成17年11月29日(火)から平成17年12月6日(火)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間
- 5 申請書類及びその添付書類の提出時期並びに提出方法
 - (1) 提出時期
平成17年12月13日(火)から平成17年12月26日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間
 - (2) 提出方法
申請書類は、提出先に持参することとし、郵送等による提出は認めない。
- 6 申請書類に使用する言語
申請書類の記載に使用する言語は、日本語とする。
- 7 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年1月6日(金)までに郵便により通知する。

公 告

入 札 公 告

和歌山県防災行政無線中継局直流電源装置等蓄電池取替修繕業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成17年11月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 事業年度及び事業番号 平成17年度防災第7号
 - (2) 事業名 和歌山県防災行政無線中継局直流電源装置等蓄電池取替修繕業務
 - (3) 事業場所 和歌山県内
 - (4) 事業概要 和歌山県防災行政無線中継局における自動発動発電装置及び直流電源装置の蓄電池の取替修繕並びに取替修繕を実施した後の防災行政無線施設の正常性確認試験
 - (5) 期間 平成18年1月13日から平成18年3月31日まで
 - (6) 予定価格 5,382,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- (7) 最低制限価格 3,588,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業の許可について、電気工事業及び電気通信工事業の両方の許可を受けている者であること。
 - (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が本公告の日の直近のもの)における総合評定値が、電気工事業及び電気通信工事業の両方について700点以上であること。
 - (5) 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要項(平成16年8月1日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (6) 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要項(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けている者でないこと。
 - (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てを行っている者で、これらの開始が決定されていない者でないこと。
- 3 入札手続等
 - (1) 契約事務担当課
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部危機管理局総合防災課
電話 073-441-2284
 - (2) 入札説明書の交付期間及び場所
ア 交付期間 平成17年11月30日(水)から平成17年12月9日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後5時まで
イ 交付場所 (1)に同じ。
 - (3) 仕様書の閲覧期間及び場所
ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。
イ 閲覧場所 (1)に同じ。
 - (4) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期間、場所及び方法
ア 提出期間 平成17年11月30日(水)から平成17年12月9日(金)までの土曜日及び日曜日を除く日の午前9

時から午後5時まで

イ 提出場所 (1)に同じ。

ウ 提出方法 持参すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時 平成18年1月13日(火)午前11時(郵便による入札の場合の受付期限は平成18年1月12日(月)午後5時)

イ 場所 〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館409会議室(郵便による入札の場合の提出場所は(1)に同じ。)

ウ 入札書の提出方法 持参又は郵送による。

4 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法及び納付の免除等については、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

5 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除及び還付等については、財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

6 入札の無効

本公告に付した競争入札の参加資格のない者のした入札、競争入札参加資格の確認について虚偽の申請又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

落札者の決定方法は次のとおりとする。

(1) 財務規則第102条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、

この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札の回数は、1回とする。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約の締結における議会の議決の要否 否

(4) その他、詳細は入札説明書に記載するとおりとする。

入 札 公 告

放置車両確認事務委託業務について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札を行うので、自治法令第167条の6及び第167条の10の2第5項の規定に基づき公告する。

平成17年11月29日

和歌山県警察本部長 辻 義之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

放置車両確認事務委託業務

(2) 入札件名

下記ア及びイの入札件名ごとに入札を行う。

ア 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

イ 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

(3) 業務の内容

放置車両確認事務機関(受託者)は、駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員をあらかじめ計画された時間に委託を受けた警察署に登庁させて、計画された場所において確認事務を行わせるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成17年和歌山県警察本部告示第3号に規定する放置車両確認事務委託業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 契約条項を示す場所

和歌山市西1番地

和歌山県警察本部交通部交通指導課(以下「交通指導課」という。)

(2) 期間

平成17年11月29日(火)から平成17年12月6日(火)ま

での和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西1番地

交通センター2階 第2学科試験場

(2) 日時

平成17年12月7日(水)午後1時30分

5 入札説明書等を交付する場所、期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 期間

3の(2)に同じ。

(2) (1)により交付する入札説明書等に関して質問がある者は、交通指導課に対して平成17年12月9日(金)午後5時までに書面により行うものとする。

回答は、平成17年12月15日(木)までに、軽微な質疑内容の場合は質疑者に、重要な質疑内容の場合は全員に書面により行い、その回答は入札説明書等に優先する。

6 一般競争入札の執行の場所、日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時

ア 場所

和歌山市西1番地

交通センター2階 第2学科試験場

イ 日時

(ア) 和歌山東ブロック放置車両確認事務委託業務

平成18年1月25日(水)午後1時30分

(イ) 和歌山西・北ブロック放置車両確認事務委託業務

平成18年1月25日(水)午後2時00分

(2) 提出書類及び提出方法

入札件名ごとに、入札書及び入札説明書に定める提出書類を入札当日に指示された方法により提出すること。

なお、郵送等による提出は認めない。

7 落札者の決定方法

自治法令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件がこの事業にとって最も有利な入札を行った者を落札者とし、審査手順及び落札者の選定は、次のとおりとする。

(1) 審査手順

参加資格があると認められた者から提出された提案内容に

関する審査を和歌山県確認事務委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)において行う。

(2) 落札者の選定

審査委員会における放置車両確認機関審査基準に基づいて、入札価格を含めて総合評価した提案書の審査結果を踏まえ、落札者を選定する。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き落札者決定後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者のした入札

(3) 入札説明書等に示した入札に関する条項に違反した入札

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110(代表)

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 詳細は入札説明書による。

監査公表

和歌山県監査公表第45号

平成17年3月31日付け和監委第82号の行政監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

《知事所管分》

平成17年11月29日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

1 行政監査の対象

平成15年度における県の刊行物について

2 行政監査の結果に基づく措置

(別表) 刊行物監査結果 (行政監査の結果に関する報告書中)	措 置 の 内 容
<p>〈広報室〉</p> <p>1 広報紙「県民の友」</p> <p>(2) 専門用語、カタカナ用語に注釈をつけ、平易なわかりやすい表現で作成されている一方で、デザイン重視や背景色の使われ方により、読みにくい紙面や、活字が小さく読みづらい紙面も見受けられる。</p> <p>2 総合情報誌「連」</p> <p>(2) 内容がわかりやすく作成されているが、装丁を工夫し経費節減に努められたい。</p> <p>(3) 県内でも活用できるよう、配布計画を見直す必要がある。</p> <p>3 新発見ナビ</p> <p>(1) 県の施設紹介リーフレットで、主に県政バスで活用されているが、目的どおり活用されているか検証されたい。</p> <p>(2) 専門用語やカタカナ用語が多く、読みづらく、わかりづらいので、表現に工夫する必要がある。</p> <p>(3) 1者見積の随意契約を行っているが、今後入札も含め検討されたい。</p>	<p>平成16年10月から、文字の大きさを12.5級から13.5級に、行間を歯数20から21に拡大(文字・行間ともに一般5紙の平均を上回る数値)するとともに、見易さを重視したデザインをより心がけることとした。</p> <p>平成17年度は前年度の頁数を36頁から24頁にし、また、1回6千部で2回発行から1回1万部で3回発行とし発行部数を増としたものの、予算は前年度と同額の1,500万円とし経費節減に努めた。</p> <p>平成17年度は、約3千部を県内で配布することとした。</p> <p>ふれあいバスの車中で、参加者にパンフレットを開いてもらい、県内の施設紹介を行っている。また、各振興局へも同様にパンフレットを活用するよう改めて指導した。</p> <p>平成17年度のパンフレット制作に際し、専門用語やカタカナ用語の使用を避け、文字のサイズを大きくするなどユニバーサルデザインに配慮した。</p> <p>平成17年度のパンフレット制作については、総務事務集中課との協議の結果、集中調達物品の適用除外として当室において直接調達することとなった。予定価格が100万円未満であったため、地方自治法第167条の2第1号を適用した随意契約によるものとし、総務事務集中課に登録されている県内印刷業者2社とイラストマップの初版を所有する業者から見積を徴し、最も価格の低かった業者と契約を締結した。</p>
<p>〈総務学事課〉</p> <p>5 和歌山県報(公報)</p> <p>(1) 県関係等への配布については、行政事務用パソコン等の活用を検討する必要がある。</p>	<p>平成17年度から県報の印刷部数を500部から400部に減らし、県報の配布先についても、インターネット上の県報及びイントラわかやま内の県報の利用を各課に通知し、県の機関への県報の配布を廃止した。</p>
<p>〈総合防災課〉</p> <p>7 東南海・南海地震に備えよう</p> <p>(1) 地域や家庭での災害装備品や災害時の伝達方法のマニュアルとして活用できないか、内容について検討されたい。</p> <p>(2) 1者見積の随意契約を行っているが、随意契約理由が適当でないので入札も含め検討されたい。</p>	<p>家庭や地域における災害対策への取組について、「家庭で取り組む防災対策のポイント」等を中心に、内容を充実した。</p> <p>7者より見積りを徴し、最低価格の者と随意契約を行った。(6月13日)</p>
<p>〈地域振興課〉</p> <p>9 ネットワークわかやま Vol.8,9</p> <p>(1) 地域づくりに参加している団体の取組み活動情報パンフレットであるが、刊行物の発行元を適切に表示されたい。</p>	<p>指摘のあった刊行物の次号(平成16年11月発行)より発行元を明記</p> <p>○措置後刊行物 ネットワークわかやま第10号、第11号</p> <p>○措置後(表紙及び裏表紙) 企画 地域づくりネットワーク和歌山県協議会 発行 和歌山県企画部計画局地域振興課</p>
<p>〈統計課〉</p> <p>11 100の指標からみた和歌山</p> <p>(1) 和歌山県の地域の特性や各市町村の特性等を100の指標で全国と比較した統計資料であるが、「和歌山県のすがた」と統合することにより、利用しやすい冊子となると思われるので、編集について検討されたい。</p>	<p>「100の指標からみた和歌山」、「和歌山県のすがた」については、コスト、利便性、利用されている県民のご意見等を確認しながら統合について検討する。</p>

<p>12 和歌山県統計年鑑</p> <p>(1) 和歌山県の基礎的な統計データを体系的に収録し、行政施策の基礎資料、学術研究や企業経営等の統計情報などの資料源として活用されているが、県立学校等への配布についても検討するとともに、利便性を考え電子メディア化するなど検討されたい。</p>	<p>県立学校等への配布については、予算的に厳しい状況であるため、現在、統計情報の公表を行っている県のホームページ「和歌山県統計情報館」に掲載している「和歌山県統計年鑑」の利活用を推進する。</p>
<p><福祉保健総務課></p> <p>27 福祉の職場わかやま2003</p> <p>(1) 福祉関係の資格に応じた福祉職場を網羅し、人材確保のためにも効果的な冊子であるが、行政資料閲覧コーナーや図書館等求職希望者の集まる場所への配布も検討されたい。 また、問い合わせ先について保健所の連絡先も入れておく必要がある。</p> <p>(2) 1者見積の随意契約を行っているが、競争入札等の発注方法に改善するよう、受託先である県社会福祉協議会を指導されたい。</p>	<p>配布先については、近畿府県福祉系学校、ハローワーク、各市町村社会福祉協議会等の従前の配布先に加え、行政資料閲覧コーナーにも配布しました。本年度については、公立図書館及び県経営者協会が行うUターンフェアへの求職者に配布することとしている。 保健所の連絡先について今年度作成分から記載した。 発注方法については、指名競争入札に改善した。</p>
<p><障害福祉課></p> <p>31 障害者(児)福祉のしおり2003</p> <p>(1) 障害者(児)が利用できる福祉制度について情報提供するために作成されたもので、障害者手帳交付時に配布されているが、障害者のだれもが読みやすいように、レイアウトや活字の大きさを工夫されたい。また、視覚障害者のために、点字版の作成も検討されたい。</p> <p>(2) 町村福祉係及び税務署、職業安定所の連絡先を表示しておく必要がある。</p> <p>32 紀の国障害者プラン2004(本編)</p> <p>(1) 障害者施策を総合的・計画的に推進するための今後10年間の施策の基本的方向を定める基本計画である。当初の印刷段階で、配布先、配布部数を十分精査のうえ作成し、配布する必要がある。</p> <p>(2) 行政資料閲覧コーナー、文書館等への配布を検討されたい。</p>	<p>2005年版については、活字のサイズを大きくし、町村福祉係の連絡先、障害者施設のFAX番号を追加する等、読みやすさ、使いやすさを考慮し改善を図った。 また、和歌山県障害福祉課のホームページに掲載し、視覚障害者の方が音声読み上げソフトを使って読むことが可能となった。 今後も引き続き障害者の方が利用しやすいように改善を図っていく。</p> <p>今後、計画の変更又は改訂に当たっては、事前に、可能な限り配布部数等の把握に努める。</p> <p>情報公開コーナー及び文書館に配布した。</p>
<p><農村計画課></p> <p>50 和歌山県の農業農村整備</p> <p>(1) 農業農村整備事業の整備目標や実施状況を紹介したリーフレットであるが、内容や用途とあまり関係のない写真の掲載や紙質など必要以上の装丁がされているので、経費節減のため、装丁等について検討されたい。</p> <p>(2) 1者見積の随意契約を行っているが、随意契約理由が適当でないので入札も含め検討されたい。</p>	<p>実施状況がよりわかりやすい写真を厳選するとともに、紙質などを変更し、経費の削減を図った。</p> <p>平成17年5月24日に競争入札を実施した。</p>
<p><果樹園芸課></p> <p>51 和歌山の果樹</p> <p>(1) 和歌山県の果樹農業についての最新の情報をまとめたもので、県外の視察者や果樹関係の会議等で活用されているが、配布先を検討するとともに有効活用に努められたい。</p>	<p>本冊子は、平成16年度において、配布部数を前年度に比し、減らしましたが、17年度には、さらに配布先及び配布部数の精査を行い、有効活用に努める。</p>
<p><畜産課></p> <p>52 特用畜産物料理レシピ パンフレット クリアブック</p> <p>(1) 特用畜産物を使ったレシピを紹介することによって、効果的な消費拡大を図るためのパンフレットであるが、メニューを増やすなど継続性を持たせる必要がある。 また、販売元の紹介や試食会を開催するなど、特用家畜の消費拡大に繋げるPR方法を検討をされたい。</p> <p>(2) 他の県産品との組み合わせを検討されたい。</p>	<p>平成16年度については、前年度に引き続き料理講習会・試食会を開催し、それに基づき追加レシピを作成、消費者及び関係者に配布した。 平成17年度については、料理コンクールを開催し、ひと味違った料理法を再発見してもらい、特用家畜への関心を深めてもらうこととしている。また、マーケティング推進課において、平成17年度、レストラン等の食材として活用して頂けるよう、県産品を利用した料理レシピを作成する予定であり、当課で作成済みの特用家畜の料理レシピの活用と併せ、ブランド推進局と連携しながら引き続き特用家畜の消費促進・拡大に努めている。 今後は、食育の推進も含め他の農産物も組み合わせた印刷物を検討していく。</p>
<p><就農促進課></p> <p>53 たずねてみよう直売所や観光農園</p> <p>(1) 県内の農産物や農産加工品の直売所や観光農園が紹介されているが、冊子の効果的な配布方法を検討するとともに、配布先を広げるなど、有効活用に努められたい。</p>	<p>本冊子は平成17年度には印刷の予定はないが、今後、増刷、改訂をする際には、配布先、配布部数等について十分精査し、より幅広く有効活用される方策を検討した上、実施する。</p>

<p>〈新ふるさと推進課〉 54 「緑の雇用」PRパンフレット (1) 緑の雇用事業を総合的に推進するために作成され、参加希望者の相談等に活用しているが、県内外に対して、配布の方法や配布の時期などを見極め、有効に活用されたい。</p>	<p>県内では、各振興局、市町村、森林組合等に配布するとともに、県外からの調査の取材時に説明資料として使用した。また、県外では東京事務所などと連携をとりながら、事業の説明資料として関係省庁、国会議員、取材者に配布し、県外の各種シンポジウム開催時には参加者にも配布するなど効果的な配布に努めた。</p>
<p>〈林業振興課〉 55 森林・林業及び山村の概況 (1) 林業関係の統計資料として、森林・林業及び山村の現状を分かり易く編集された冊子となっており、主に林業関係者の統計資料として活用されているが、配布先を検討するとともに、有効活用に努められたい。 56 わかやま木材カタログ健康・安心 (1) 紀州材としての杉・檜の特性や住宅での木材の使われ方など事例により紹介されているが、今後は建築用材だけでなく多用途に使われる事例を紹介することも検討されたい。 57 「健康・安心」紀州材リーフレット (1) 「わかやま木材カタログ健康・安心」と「健康・安心紀州材リーフレット」を統合し、木材の特性と利用方法を同じテーマで取り上げることも効果的であると思われるので、一つのパンフレットに再編成することを検討されたい。</p>	<p>平成17年度は、林業関係者から一般県民まで幅広く配布しているところですが、今後は、一般用(概要版)と関係者用(詳細版)を作成することにより、より幅広く配布できるようにする。 平成17年度は印刷の予定はないが、今後印刷する場合には、建築用材だけでなく多用途に使われる事例を紹介する。 平成17年度は印刷の予定はないが、今後印刷する場合は、「わかやま木材カタログ健康・安心」と「健康・安心紀州材リーフレット」を一つのパンフレットに再編成する。</p>
<p>〈定住促進課〉 58 和歌山UJIターンマニュアル (1) 定住希望者や定住者に対する支援制度や補助金制度等について解説されているが、制度の運用にあたっては、関係課との連携により効果を上げられるよう努められたい。</p>	<p>関係課との連絡調整を更に密にし、制度が十分活用されるように働きかける。</p>
<p>〈水産振興課〉 59 海遊体験参加者募集パンフレット 60 ポスター (1) 県内4漁協が開催する海遊体験の参加希望者を県内外から広く募集するために作成された印刷物であるが、主催者を明確に表示されたい。</p>	<p>主催者は漁協である旨の記載をした印刷物とした。</p>
<p>〈果樹試験場〉 61 平成の成果集第2号 (1) 果樹研究の成果がまとめられているが、研究成果を多くの農業関係者に活用されるよう普及に努められたい。 (2) 紙質など必要以上の装丁となっているため、装丁を工夫し経費の節減に努められたい。</p>	<p>認定農業者や農業技術者などに配布するとともに、県のホームページにも掲載した。 平成17年度は印刷しないが、次回(平成20年予定)に印刷する場合は、紙質や表紙などを見直し、経費を節減する。</p>
<p>〈生活排水課〉 62 和歌山県全県域汚水適正処理構想 (1) 県全域の汚水処理構想について、わかりやすく編集されているが、新しいデータの更新日を明確にしておく必要がある。 (2) 1者見積の随意契約を行っているが、随意契約理由が適当でないので入札も含め検討されたい。 63 浄化槽普及促進啓発チラシ (1) 水環境月間に併せ、「県民の友」の特集記事を活用するなど、啓発方法について工夫されたい。</p>	<p>平成17年度に改定・増刷の予定はないが、今後、改訂・増刷等を行う際には、監査意見に基づき実施する。 監査意見を受け、平成17年度はチラシの作成を行わず、「県民の友」(9月号)に啓発記事を掲載し、普及促進に努めた。</p>
<p>〈振興課〉 64 和歌山下津港ガイド (1) 和歌山下津港港湾利用者に、施設の状況や施設利用の情報を提供しているが、施設の利用メリットや活用の利点を具体的にPRするとともに、施設の料金体系を見やすくされたい。 (2) 1者見積の随意契約を行っているが、随意契約理由が適当でないので入札も含め検討されたい。 (3) 配布先での必要部数を精査し、有効活用を図られたい。</p>	<p>平成17年度に作成の予定はないが、次回作成の際には、監査意見に基づいた見直しを行い、和歌山下津港のPRに役立つよう有効活用を図る。</p>
<p>〈管理整備課〉 65 片男波・浜の宮リーフレット (1) 片男波・浜の宮公園をPRし、ビーチ利用の促進に努めるとともに利用者の海難事故防止の啓発に一層努められたい。</p>	<p>監査結果を踏まえ、今後さらに地元関係者と連携をとりながら効果的なPR・啓発方法を検討し、内容の定期的な見直しを行う。</p>
<p>《公安委員会委員長所管分》</p>	
<p>(別表) 刊行物監査結果 (行政監査の結果に関する報告書中)</p>	<p>措 置 の 内 容</p>

<p><総務課> 75 和歌山の警察2004 (1) 警察の活動内容をわかりやすく紹介されているが、「県民の友」等の広報媒体も活用することを検討するとともに、より親しみやすい警察のPRに努められたい。 (2) 主に警察関係団体等に配布されているが、県民にとって必要な情報であるので、各家庭に周知できる方法を検討されたい。</p>	<p>警察活動や犯罪予防など各論については、県広報室と都度協議し、「県民の友」や「県政テレビ・ラジオ」等をより一層活用する。 また、広報誌の内容についても、創意工夫し、県民参加で、親しみやすい警察をアピールする。 本広報誌の配布先が触覚となり、警察広報が広く浸透するように団体等の会議の中で訴えていくとともに、県警ホームページを活用した広報で情報の周知徹底を図る。</p>
<p><警務課> 77 平成16年度和歌山県警察官募集案内 (1) 警察業務や勤務形態等を掲載した警察官募集パンフレットで、主に関係団体等に配布されているが、配布場所を広げるなど有効に活用されたい。</p>	<p>平成17年度の和歌山県警察官募集案内は、主に、関係団体、大学等へ配布しましたが、このうち、大学については、過去の実績に基づき新たに選定した大学へ配布する等、配布大学数を大幅に増やした。 今後も、より多くの受験者を獲得するため、新たな配布先等について検討する。</p>

和歌山県監査公表第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成17年8月24日、25日及び26日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年11月29日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
知事公室	平成17年8月26日
総務部	平成17年8月24日
企画部	"
環境生活部	平成17年8月25日
福祉保健部	平成17年8月26日
商工労働部	平成17年8月25日
農林水産部	平成17年8月24日
県土整備部	平成17年8月25日
出納室	平成17年8月26日
県議会	"
人事委員会	"
労働委員会	"
選挙管理委員会	平成17年8月24日
監査委員	平成17年8月26日
教育委員会	平成17年8月24日
公安委員会	平成17年8月26日
医科大学	平成17年8月25日

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

総務部

県税収入の確保については、組織的な徴収対策に取り組まれた結果、平成16年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は前年度に比べ約1億6,646万円減少している。県税徴収対策本部を設置し対策の強化を図った結果であると思われるが、税負担の公平の確保を図るためにも引き続き努力されたい。

また、個人県民税については、前年度に比べ約177

万円増加しているため、今後とも市町村と連携を深め収入の確保に努められたい。

(税務課)

環境生活部

橋本市内の不適正処理及び広川町内の硫酸ピッチ不法投棄については、代執行を行い、関係者に対して費用の請求を行ったところであるが、平成16年度末における未収金は約11億2,190万円となっている。今後、未納者の状況把握と納入指導を十分行い、債権管理に努められたい。

(廃棄物対策課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成16年度末約2,877万円となっており、前年度と比べると約505万円の増加となっている。

平成13年度の未収金約1,770万円と比較すると約1,106万6,000円の増加となっており、毎年増加傾向であるため、今後より一層、各振興局健康福祉部と緊密な連携を行い、生活保護費の不正受給の未然防止に努めるとともに、徹底した償還指導を行うなど債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 児童福祉施設負担金の未収金については、平成16度末現在約1,433万円となり、前年度に比べ約131万円の増加となっている。

今後、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金については未納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど債権管理に努められたい。

なお、滞納整理の前提となる「督促状」については、財務規則に規定する様式を使用し滞納整理

事務に遺漏の無いよう留意されたい。

(子育て推進課)

ウ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度より約51万円の減となり未償還金の回収に努力されているが、平成16年度末現在で約4,831万円の未償還金となっている。

今後も引き続き未償還金の回収並びに新規の未償還金の発生防止に努めるとともに、貸付時に於ける償還指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未償還金については、電話・文書による督促、夜間・休日訪問及び未償還者の生活実態による分割償還指導や連帯保証人に督促を行うなど、未償還金の回収に努められたい。

(子育て推進課)

エ 児童扶養手当返還金の未収金については、昨年度より約439万円減少し平成16年度末現在で約1,876万円となっている。

今後、母子福祉指導員(償還指導員)の積極的な活用など、組織的に取り組まれるとともに、市町村における窓口指導の強化を図り、児童扶養手当返還金の回収に努められたい。

また、未納発生後2～3年を経過して、対面指導を実施していない事案が見受けられるが、対面指導は債権管理を行う上で効果的な手段であるので、積極的に対処されたい。

(子育て推進課)

オ 児童福祉施設負担金の平成16年度決算における収入未済額は、約2,302万円であり、前年度に比べ約284万円と大きく増加している。

今後、新規の未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導の徹底をより一層図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

カ 知的障害者福祉施設負担金については、収入未済額は、約299万円であり、前年度に比べ約1万4,000円減少し、徴収については努力されているが、今後、新規未収金の発生防止を図るため、入所時における納入指導を図るとともに、戸別訪問等により滞納者の実態把握に努め、適切な指導を行うなど債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

キ 特別障害者手当等返還金については、新規の発生防止を図るとともに、適切な償還指導を行うなど厳

格な債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

商工労働部

中小企業振興資金貸付金については、競売や任意売却、大口の繰り上げ償還等、債権回収の努力により、前年度に比較して、約1億8,869万円の減少となったが、平成16年度末現在における収入未済額は約115億8,272万円と多額である。

今後とも、これら延滞債権のうち、現在分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握するとともに、分割納入額の増額交渉を強化し、早期回収に向け努力されたい。

また、すでに事業を廃止あるいは倒産、休業状態にある延滞先については、速やかに抵当権の実行や連帯保証人への徴求などを検討し、債権の早期回収を進めるなどなお一層、債権管理に努められたい。

(商工労働総務課)

農林水産部

ア 農業改良資金貸付金の未償還金については、平成17年5月末で約1,109万円となり、前年度に比べ約102万円減少しているが、依然として多額の未償還金となっている。

今後、貸付金の保全の委託先である県信用農業協同組合連合会等と連携を図りながら償還指導に一層努められたい。

(経営支援課)

イ 農林水産部の平成16年度一般会計の繰越額は約18億3,300万円で、最終予算額に対する繰越率は、5.8%となっており、経営支援課は約12億1,300万円で、繰越額全体の66.2%(前年度は44.4%)を占めている。

過年度から現在までの繰越縮減のための対応や今後の取組について検討されたい。

(経営支援課)

ウ 沿岸漁業改善資金貸付金の未償還金については、平成16年度末で約1,879万円となり、前年度に比べ約943万円増加している。

今後、新規未償還金の発生防止や適切な償還指導に努め、未収金の早期解消を図られたい。

(水産振興課)

県土整備部

ア 県土整備部の平成16年度の一般会計の繰越額は、約118億900万円で、最終予算額に対する繰越率は12.1%となっており、前年度に対し約18億9,100万円、1.8ポイントの減少となっている。

県土整備部としては、工事の早期発注に努めるとともに、進行管理会議等において工事の工程管理など取り組まれ、その結果、県土整備部全体として繰越額及び繰越率は年々減少しており、改善に努力されている。

所属毎の繰越率について見ると、一部関係課において、平成16年災害による復旧事業の実施などやむを得ない事情もあるが、15%を超える高い数値を示しているので引き続き繰越額の縮減に努力されたい。

(県土整備総務課、事業進行課、道路建設課、管理整備課)

イ 工事請負契約不履行に伴う違約金は、年度末では、16件の約2,051万円が収入未済となっているため、今後も引き続き、未収金解消に努めるとともに不納欠損処分すべきものについては適切に処理し、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

ウ 県土整備部では、工事の施工に当たっては、日頃から早期発注について、指導されるとともに、工事事務管理システムによる詳細な工程及び進行管理に取り組まれ、その結果、県土整備部全体として年々契約率は高くなっており、平成16年度上半期契約状況は目標率75%に対し、契約実績は71.7%で、前年度に比べ6.1ポイント上回っている。

所属毎にみると発注目標を大きく超える所属課も幾つかあるなかで、一部低い所属課も見られるため引き続き努力されたい。

(事業進行課、道路保全課)

エ 県土整備部で管理している平成15年度末の廃道敷地は37件であり、平成16年度で5件が処理されているので、平成16年度末における未処理件数は32件となっている。

廃道敷地については、今後、払下げや現道復帰・資材置き場等有効利用計画などを検討しているところであるが、これらのほか早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図ると共に、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

オ 県営住宅・特定公共賃貸住宅・駐車場を合わせた平成16年度末の収入未済額は、約2億4,500万円で、前年度に比べ約960万円増加している。

未納者に対しては、「家賃滞納者等に対する措置

マニュアル」に基づき未収金の回収に努力されているところであるが、計画的に訪問する等より一層の組織的な取組が必要である。また、新規の未収金の発生防止を図るとともに、今後も引き続き、各地方振興局及び住宅供給公社(委託分)への指導を強化し、債権管理に努められたい。

なお、過誤納で戻出する場合は、未納分への充当後行われたい。

(住宅環境課)

教育委員会

地域改善対策進学奨学金等の未収金については、平成16年度末で約4億1,260万円となり、前年度に比べ約5,900万円増加している。

このため未納者の現状把握に努めるとともに、償還指導を行い、未収金の減少に一層努力されたい。

(生涯学習課)

医科大学

病院使用料等の未収金については、平成16年度末で約1億4,900万円となり、前年度に比べ約300万円増加となっている。

今後、新規未納者の発生防止に留意するとともに、未納者の実態を十分把握の上、組織一丸となって未収金の整理に努力されたい。

(2) 上記以外の機関について、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、平成17年8月24日及び25日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年11月29日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
財団法人和歌山県職員互助会	平成17年8月24日
財団法人和歌山県警察共助会	平成17年8月26日

2 監査の結果

上記機関について、事務の執行は、適正であると認めた。